

観光地の発展に伴う教育現場の諸問題 —ニセコ倶知安町の場合—

学生番号	2016116
氏名	桑嶋桃子
提出年度	令和1年度

目次

第1章 はじめに	2
1-1 研究の背景と目的	2
1-2 研究対象	2
第2章 先行研究	4
2-1 問題意識	4
2-2 外国人子弟の言語教育について	4
2-3 日本人生徒の国語学習に対する意欲・関心の低下について ..	4
第3章 研究課題	5
第4章 調査概要	6
4-1 調査方法	6
4-2 調査対象	6
4-3 コーディングとカテゴリー構築	7
4-4 理論構築	8
第5章 調査結果	9
第6章 考察	17
第7章 本研究のまとめ	19
参考文献	20

第1章 はじめに

1-1 研究の背景と目的

近年、観光業の発展が注目されている。国連世界観光機関（UNWTO）駐日事務局が発表した「ツーリズム・ハイライト」（2019）によると、観光業は、直接的・間接的・誘発的影響をあわせて G20 各国で世界 GDP の 10.4%を占めるとともに、G20 の直接的 GDP の 3%を占めることがわかる。国際観光客到着数は 2018 年には 14 億人と前年比の+5%であり、2030 年には 18 億人に達することが予想され、今後も持続的な成長が見込まれている。そんな中で、近年特に重要視されているのが『オーバーツーリズム』の問題である。2019 年 10 月に行われた G20 観光大臣会合においても、観光客の過度な増加が地域に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムへの対策などが議論された。

オーバーツーリズム（Overtourism）について、権（2018）は「観光地が耐えられる以上の観光客が押し寄せ、過度な負荷がかかる状態」と定義している。「地域経済の成長のために進めている観光振興政策の推進結果が、地域住民の立場から見て、プラス効果以上に様々な弊害を生み出し、経済的に損害を受けることになってしまったと判断する場合を、観光公害とみなす」との記述があり、それらを 4 つに分類したものは、地域インフラへの過剰負荷、文化の違いによる摩擦などいずれも「経済的な損害」が明らかである。

一方、本稿で筆者がオーバーツーリズムの一つとして問題に挙げるのは、「地域教育への弊害」である。教育分野は、観光公害としての直接的な経済的損害が認識されにくく、対策が後回しにされがちな分野であることから、学術的な調査が必要である。本稿では、教育の中でも特に後の生活への影響が強い「義務教育」について調査していく。

1-2 研究対象

本稿の研究対象として、条件を 2 つ設けた。1 つ目は、過去 10 年における観光地としての急速な発展、2 つ目は、観光地の発展に伴い地域に滞在する外国人労働者の増加傾向である。条件設定の理由として、急速に発展した地域の方が、徐々に発展した地域と比較して、現場に対応できていない可能性が高く、問題が発生する可能性も高いのではないかと仮定し、「急速な観光地としての発展」とした。また、外国人観光客の増加に伴い、外国語への需要が増加し、結果として外国人労働者が増加するのではないかと、更に、外国人労働者の増加によって、日本の学校に通う外国人の子供も増加することで、教育現場に新たな問題が生まれるのではないかと仮定し、「外国人労働者の増加」を条件とした。

その条件に合致する街として、北海道の倶知安町を選定した。倶知安町は、北海道虻田郡に位置するニセコ観光圏に属する街の一つである。ニセコエリアとは標高1,308Mのニセコアンヌプリを頂点に連なるニセコ山系、羊蹄山などの山々に囲まれたニセコ町・蘭越町・倶知安町の3つの街を含むエリアのことを示す。

倶知安町の選定理由として、1つ目の条件である「観光地としての急速な発展」を満たしていることが挙げられる。観光地発展の指標として「外国人観光客宿泊数」と「地価上昇率」を用いる。倶知安町の外国人観光客宿泊数は2009年度には29,675人であるのに対し、2018年度には151,038人と5倍に増加している。地価上昇率については、国土交通省の公示する工事地価、北海道庁の公表による基準地価、国税庁の発表による路線価、国土交通省により公表される不動産取引価格を参考にして計算された土地相場を用いた。倶知安町の地価変動率は前年と比較して+57.71%と極めて高く、地価上昇率は2019年12月時点で全国1位である。この要因としては、ニセコエリアの国際スキーリゾート地としての発展や、2025年に予定された新幹線倶知安駅の開業、また、2027年に予定された札幌～倶知安間の高速道路の開業が挙げられる。このことから、倶知安町はニセコのスキーリゾート観光地として急速に発展を遂げた街に該当すると考える。

また、2つ目の条件である「外国人労働者の増加」も満たしている。外国人労働者については「外国籍住民数」を指標とする。倶知安町において、外国籍住民数が2009年には518人なのに対し、2019年には2,048人と10年で4倍に増加していることから、外国人労働者が増加していることがわかる。外国人労働者については、2019年4月1日に施行された改正入管法により、更なる増加が見込まれる。改正入管法の新在留資格の特定技能は2段階あり、「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人に与える「1号」は、単純作業など比較的簡単な仕事に就き、最長5年の技能実習を修了するか、技能と日本語能力の試験に合格すれば取得できる。在留期間は通算5年で、家族の帯同は認められない。一方で「2号」は、現場監督など熟練した技能を要求される仕事に就く外国人が高度な試験に合格した場合に与えられる。在留資格は1～3年ごとに更新ができ、更新時の審査を通過すれば更新回数に制限はない。配偶者や子どもなどの家族の帯同も可能である。「2号」からは家族の帯同が認められることから、家族を日本に連れてくる労働者が増え、今後日本で働く外国人は増加すると考えられる。

第2章 先行研究

2-1 問題意識

観光地の発展に伴い教育現場に新たに出現するであろう問題として、筆者は2つの仮説を提示する。1つ目は「外国人子弟の教育問題」、2つ目は、「日本人生徒の国語教育への問題」である。下記の先行研究を踏まえて、筆者は本研究において、「観光地の発展が地元地域の義務教育にどのような影響を与えているのか」、また「今度どのような対応が求められるのか」について考察していく。

2-2 外国人子弟の言語教育について

観光地の発展に伴い、日本における外国人労働者が増加し、義務教育の現場においても、外国人児童が増加すると考えられる。両親が外国人の場合、日本人生徒と同様に日本の学校で教育を受けるのは困難ではないかと考えた。

青木（2014）は、外国人留学生の子供が抱える言語教育の問題について言及している。問題としては2つ、「日本語教育」の問題と「母語教育」の問題が存在する。両親が日本語を理解できないため、日本の学校の勉強を教えられないこと、また、日本語学習の土台となる母語の学習も中途半端になってしまう現状を指摘している。滞在期間が不確定である児童に対して、長期的な環境整備の充実が必要であると指摘している。

熊崎（2003）は、ブラジル籍児童の義務教育問題について言及している。特に日本とブラジルにおける教育に対する意識の違いについて「ブラジルは教科学習に主眼を置いているのに対し、日本は集団生活や生活指導の面にも重点を置いている」と指摘している。学校への不適応から不就学になる場合があることも課題の一つであるとしている。

以上のことから、倶知安町においても「日本語教育」「母語教育」「日常生活教育」の問題が生じているのではないかと考える。

2-3 日本人生徒の国語学習に対する意欲・関心の低下について

筆者は、日本の学校における外国人児童の割合の増加、また、日常生活圏内における外国語の増加に伴い、純日本人児童の国語に対する学習意欲の低下を懸念している。生活圏と日本語学習意欲の関係性について直接的に考察した先行研究は無いが、他の地域と大きく異なる倶知安町の生活環境が、日本人児童の日本語学習に対する意識の低下に繋がるのではないかと考えた。

第3章 研究課題

外国人の日本語教育における研究はこれまでもなされてきた。しかし、いずれも改正入管法施行確定以前の研究であること、また、観光地の発展との関連性について述べられている研究が無いことから、研究の余地があると言える。よって本研究では、観光地の発展によって教育現場にどのような問題が発生しているのか、またその解決法について考察していきたい。

第4章 調査概要

4-1 調査方法

本稿では、主に質的研究法によって調査を行う。今回の研究では、①これまで行われてきた先行研究から評価指標として具体的に数値化できる指標がないこと、②そもそもどのような要素があり、何を評価すべきなのかが明らかになっていないこと、③教育という分野の性質上、学校や個人のデータが公表されにくいため、評価対象の罹患率が低く、サンプル数の収集が困難であり、量的研究を選択できないことから、質的調査法の実施を決定した。

質的調査法の強みとして、インタビューや行動観察を通して、アンケートでは見られない細かいニュアンスや深い価値観を発見できることが挙げられる。更に言語的なデータだけでなく、周囲の環境、本人の表情、空間の状況など、あらゆる物事をデータとして扱うことで、多面的に生活者を理解することができ、現状問題として扱われていない事例についても個人の力量で深く掘り下げていくことができると考えた。

調査は、①リサーチクエスションの選定、②調査対象の選定とデータの収集、③コーディングとカテゴリー化、④理論構築、という流れで行う。

本稿における①のリサーチクエスションは、「観光地の発展に伴う教育現場の課題の発見と解決策の提示」である。

4-2 調査対象

②の調査対象と調査対象ごとの具体的な調査方法を提示する。調査対象は、俱知安町の町立小学校2校、俱知安町教育委員会、英会話教室スマイルニセコ、帰国・外国人生徒等教育の推進支援事業連絡協議会である。調査対象とした小学校の一つは、俱知安町で最も外国人生徒の多い小学校である。

A小学校では、授業中の教室や休み時間の廊下などでの参与観察が6時間程度、生徒への非構造化面接調査を10人各10分、国語・英語担当教員への半構造化面接調査を各20分、教頭への半構造化面接調査を2時間行う。

B小学校では、授業中の教室や給食時間における参与観察が7時間程度、生徒への非構造化面接調査を7人各30分、教頭への半構造化面接調査を1時間、構造化面接調査、英会話教室スマイルニセコの代表に非構造化面接調査を15分、英会話教室スマイルニセコの担当教員に半構造化面接調査を30分、帰国・外国人生徒等教育の推進支援事業連絡協議会に所属する教員へ非構造化面接調査を1時間、半構造化面接調査を1時間行う。

俱知安町教育委員会は、学校教育担当の方に半構造化面接調査を2回各1時間行う。

俱知安町比羅夫ホテル街周辺、俱知安町Cスーパーでは参与観察を各1時間、G20

観光大臣会合「学生サミット」では、参与観察を4時間行った。

調査対象と調査方法についてまとめたものが表1である。

表1 調査対象と調査方法

調査対象	調査方法
倶知安町立 A 小学校	授業教室等での参与観察 半構造化面接調査（各担当教員、教頭） 非構造化面接調査（児童）
倶知安町立 B 小学校	授業教室等での参与観察 半構造化面接調査（各担当教員、教頭） 非構造化面接調査（児童）
英会話教室スマイルニセコ （代表、指導担当員）	非構造化面接調査（代表）、 半構造化面接調査（指導担当員）
帰国・外国人生徒等教育の推進支援事業連絡協議会	非構造化面接調査、半構造化面接調査
倶知安町教育委員会（学校教育担当職員）	半構造化面接調査
倶知安町比羅夫ホテル街周辺	参与観察
倶知安町 C スーパー	参与観察
G20 観光大臣会合「学生サミット」	参与観察

4-3 コーディングとカテゴリー構築

③のコーディングとカテゴリー化について、QDA ソフト「MAXQDA」を使用して分析を行う。QDA ソフトとは直接データに基づいて帰納的にコードやカテゴリーを構築していく作業を行う上で有効なコンピュータ・プログラムである。質的データ分析において取り扱うデータは、インタビュー結果を文字に起こした文章や、フィールドノートなど定量的に捉えることができないものがほとんどである。そのため、数量的なデータ分析のように、統計的検定などの標準的な手法が存在しない。そのため、QDA ソフトを使用する。QDA ソフトを使用することによって、データと分析結果を同時に一

覧でき、分析過程において分析者に強く印象に残った事象に分析結果が引きずられてしまうというようなことが無くなるため、質的調査の難点である分析者の恣意的な解釈を回避することが可能となる。

質的研究では文章を構成する概念をコードといい、コーディングによって具体的な文字データに対してコードを割り当てる。更にコードにおける上位概念をカテゴリーといい、カテゴリー化によって徐々に抽象化のレベルを上げ、カテゴリーを作成する。言い換えれば、コーディングとカテゴリー化は、文字データに対して小見出しをつけ、文字データに含まれる情報を失わずに圧縮する作業である。この作業を行うことにより、いくつかの文字データに含まれる同一テーマを発見することができ、また 1 つのテーマにおけるバリエーションを確認することができるようになる。コードを割り当てるには元の文字データをセグメントに分割する。セグメントへの分割は元の文脈の意味を失ってはならない。このセグメントに対しコードを割り当てていく。コーディングおよびカテゴリー化ではセグメントおよびオリジナルの文字データとコードおよびカテゴリーの対応を常に参照できる形で扱う必要がある。(寺下,2011)

具体的な方法としては、まず、質的データの文字起こしを行った上で、似通った内容の記述に「アフターコード」と呼ばれる「コード」を割り振る。割り振ったコードは全て「コードシステム」Window に表示される。「検索済みセグメント」Window に表示されたセグメントを選択し、当該文書からそのセグメントを探し出し、「文書ブラウザ」内に表示する。生成したコードが、収集したデータについて必要かつ十分なのかを吟味する作業を「文書ブラウザ」「コードシステム」「検索済みセグメント」を用いて行う。その後、図解ツールを用いてコードを分析していく。

4-4 理論構築

質的研究の最終的な目的として理論を構築する。ただし質的研究における小規模なデータから一般化可能な理論を得ることは非常に難しいため、確定的ではなく仮説的な理論を構築し、さらに別の視点からの質的分析を行う。場合によっては量的研究によって因果関係を得る。

第5章 調査結果

MAXQDA による分析の結果、3つの概念と8つのカテゴリーが生成された。表2は生成された概念をまとめたものである。また、これらの概念の全体的な関係を分析結果として図1にまとめた。

表2 観光地の発展に伴う教育現場の諸問題

	カテゴリー①	カテゴリー②	内容
全体共通の背景	学校環境	外国人児童の割合	小学校、中学校における外国人児童数
			日常生活における英語の使用
		日本語指導教員数	小学校、中学校における日本語指導教員数
	生活環境	家庭環境	家庭内言語が外国語
			保護者の職業・年収変化
			保護者の勤務地
	外部環境	比羅夫エリア地価の上昇	周辺地域に在住する外国人増加
		英語圏	比羅夫スキー場
			スーパーなどの商業施設
問題点	言語障害	言語障害とは	言語障害の定義について
			日本における外国人児童生徒等教育の現状と課題
			倶知安町の場合
			問題提起の裏付けについて
		日本語教育の不足によって発生する問題	問題 ①学習時間不足 ②日本語指導教員の不足 ③教科書の不足
			他教科の内容理解度の低下問題
	不就学児童	不就学児童の定義	母語の喪失問題
			不就学児童の定義
		外国人児童の就学状況等調査	外国人児童の就学状況等調査
		教育委員会	住民票の有無

		学校	A 小学校の場合 ① 新規入学 ② 体験入学
			B 小学校の場合
	英語学習意欲低下	外国人児童の場合	授業が簡単すぎて退屈になる事例
		日本人児童の場合	意欲のある生徒 意欲の低下する生徒
問題ではなかった点	外国人児童差別	先行研究	栃木県の事例
		実際の現場	倶知安町の事例
	日本語学習意欲低下	仮説の検証	仮説は誤りであった

5-1 問題の背景

問題点を指摘する前に、問題点に共通する背景を提示する。カテゴリー①の学校環境から見ていく。倶知安町の小・中学校における外国人児童は、B 小学校が最多割合で、両親が外国人の生徒が全体の 16%、片親が外国人である生徒が全体の 42%、両親が日本人である生徒が全体の 42%である。一方で中学校においては両親共に外国人の生徒は全体の 1%に満たない。続いて、日本語指導教員の不足が挙げられる。現在小学校には 4 校に計 5 人の通訳、中学 1 校に 1 人の日本語指導教員がいる。小学校では、通訳 1 人に対して 1~3 人の生徒を担当している。中学校では 1 人で 4 人の生徒の日本語指導を担当している。

カテゴリー①生活環境の中で、まず家庭環境について説明する。自身の親が日本語を不使用であることから、家庭内言語が日本語以外である生徒が存在している。また、ここ数年における生徒の親である外国人労働者の職業・年収の変化も見受けられる。以前は経営者などの富裕層が多く、インターナショナルスクールに通う生徒も少なかったが、ここ数年は技術者などの労働者が増加し、以前より親の年収が減少したことから、インターナショナルスクールから公立小学校に移ってくる生徒も見られるようになった。現在ニセコには北海道インターナショナルスクールが存在するが、一般的な公立小学校の 6 年間の学費が 180 万円であるのに対し、インターナショナルスクールは 1200 万円と極めて高額であることから、今後改正入管法によりブルーカラーの労働者が増加することも予想され、ますます公立小学校に通う生徒が増加すると考えられる。更に家庭環境を大きく左右するのが、親の勤務地である。例として香港と日本の両方に住民票がある生徒の場合、時期によって滞在する国が異なる。1 ヶ月間日本の学校を休む生徒もいれば、半年以上休む生徒もいるのが現状である。2019 年

4月に施行された改正入管法により、親の就労ビザが下りたことで日本の滞在時間が延長した生徒もあり、親の都合で日本への滞在期間が不確かな生徒も少なくない。

続いて外部環境について説明する。以前はスキーリゾート地に近い比羅夫地域にある小学校に外国人生徒が集中していたが、現在は倶知安町比羅夫地域の急速な地価上昇により、その周辺に位置する蘭越町・ニセコ町への外国人生徒増加が懸念される。次に、生活環境における英語の使用が多いことが地域の特徴として挙げられる。ニセコエリア周辺では半径1キロは英語のみで生活できると言われており、外国語のみ看板や店舗も目立つ。スーパーなどの商業施設は時間帯によっては外国人が多く、生活空間の中で英語を聞く機会も少なくない。A小学校の教員は「比羅夫スキー場に至っては車通るだけでも外国人だらけで。スキー場行く子はほぼ実感しているはず。ゴンドラ 3/4 外国人とかよくあることですね。環境としては英語の必要を感じやすい環境ではあるかもしれません。」と語っている。また、B小学校に関しては、登下校の際に「Good morning」「Good bye」などの簡単な英会話のやり取りしている生徒が数名いた。これらのことから純日本人生徒にとっても英語が身近に存在する地域であると言える。

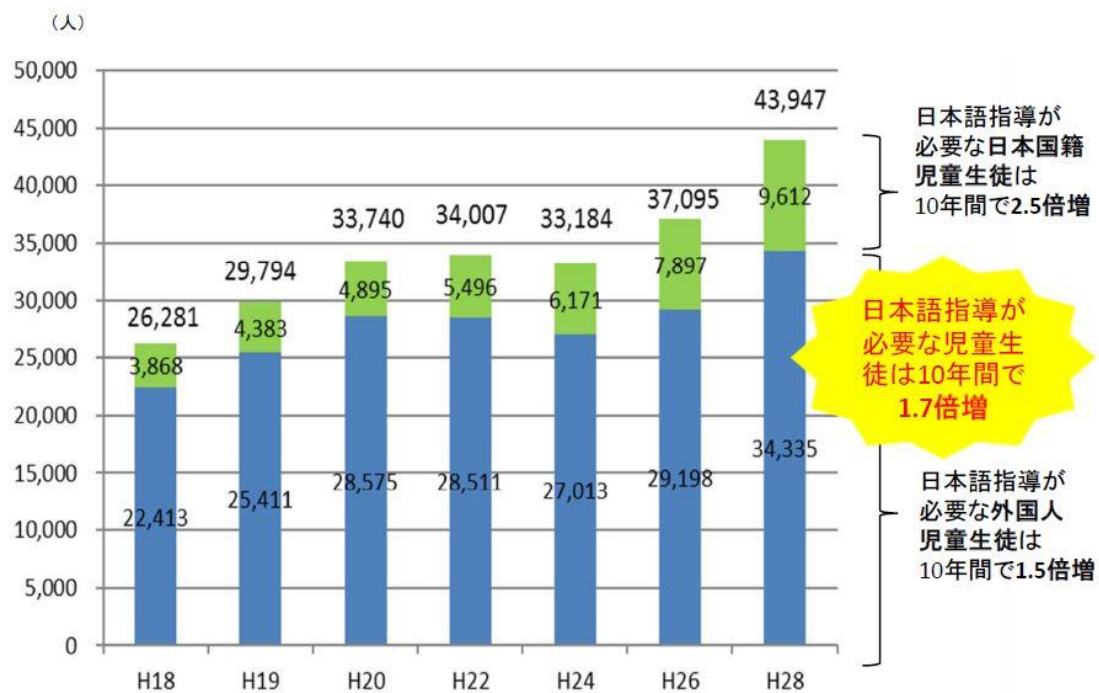
5-2 現状における問題

ここからは本稿の主題である「観光地の発展に伴う問題」について提示する。様々な問題がある中で、特に重要な3つの問題について提起する。

1つ目が言語障害の問題である。本稿における言語障害とは、言語の適切な理解と表現が困難な状態であることと定義する。B小学校の教員は「私個人では、外国人の子供が転入した時に、学年相応の教科書がすらすら読めるか読めないかを確認しています。ぺらぺらに日本語を話せて転入した子でも、その学年の教科書がきちんと読める子は少ないです。」と語っている。両親が外国人、又は片親が外国人である場合、子供の日本語教育に影響を及ぼす事例が多く存在する。本稿では、日本語教育と他科目の教育の2つの問題について検討する。

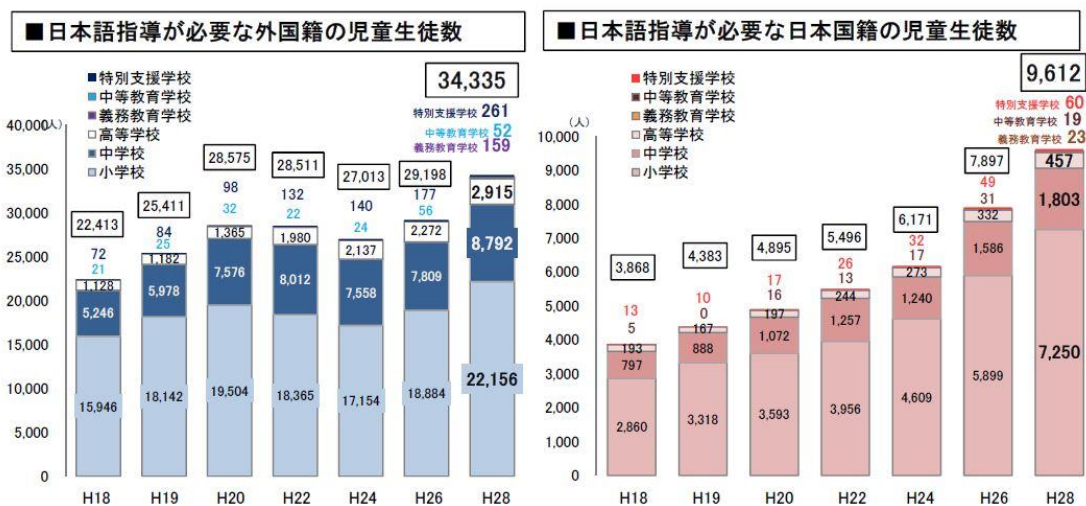
まず、日本語が不自由な生徒の日本語教育問題について説明する。文部科学省「外国人児童生徒等教育の現状と課題」(2018)によると、日本の公立学校において日本語指導が必要な児童生徒数は大幅に増加していることがわかる。(表3)日本における日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者で34,335人(+17.6%)であり、前回調査より5,137人増加し、日本国籍の者は9,612人(21.7%増)であり、前回調査より1,715人増加している。公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は80,119人(+9.3%)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は42.8%となっている。

表3 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成28年度)」 2

表4 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②



俱知安町においても例外ではなく、現在俱知安町教育委員会は小学校4校に計5人の通訳、中学1校に1人の日本語指導教員を配置している。通訳の役割は、あくまで言語の変換であり、教員免許状は必要とされない。一方で、日本語指導教員は、常勤・非常勤講師を含む教員であり、教員免許状が必要である。

「日本語が不自由な生徒の学力・成績低下」という問題提起の定量的な裏付けとして、全国学力・学習状況調査の結果を参考にしようと考えたが、文部科学省の発表する実施要項には「調査の対象として、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。(ア) 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒 (イ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒」と記載されており、日本語指導が必要な生徒は調査の対象外となることが予想されることから、本稿においては質的調査を続行することを決定した。

日本語教育問題については、問題の要因を大きく4つに分類する。

1 つ目は、学習時間の不足である。学習時間の不足により生徒自身の基礎学力の低下が懸念される。学校が用意できる支援時間には限りがあり、十分な日本語学習の機会が無いことで、新しい知識を習得し、基礎的な学力を身につける機会が失われる可能性が高い。A小学校においては国語の授業を個別で指導しているが、支援時間は一般生徒の英語の授業中のみとなっている。そのため、1日の日本語教育の時間は1～2時間となることが多い。日本語を学ぶには通常5年かかると言われる中で、不十分であると言える

2 つ目は、日本語指導教員の不足である。倶知安町教育委員会学校担当者は「日本語指導の先生の人数に関しては今のところぎりぎりですね。これ以上増えたら新たな対応が必要になってくるかと思います。周りがハーフの子で英語喋れるから助けてもらって今のところは対応しきれている、というのが現状ですね。」と、現状人員不足は無いと語っている。一方で、A小学校教員は、「教育委員会からも学校側に対して（学習環境を）整備してほしいとの要望はあるけど、実際の費用・負担を考えるとどうにもできない」と語っている。また、B小学校教員も、「支援制度として日本語指導とかの特別な教育課程の生徒が校内に4人以上いたら職員1人増やせる制度があったけど、人が足りないから結局使えなくて、実質形骸化してるよね。6年前は通訳2人、日本語指導の先生1人で足りてたんだけど。」と語っている。現状の対策として、タブレット端末やポCKETとと呼ばれる双方向音声翻訳機を用いて、生徒とのやり取りを行っている。

3 つ目は、日本語教育を行う際の教科書の不足である。帰国・外国人生徒等教育の推進支援事業連絡協議会に所属する教員は「英語から日本語の教科書ならあるんだけど、今の生徒は母語がスペイン語だから、良い教科書がなかなかなくて。東京外国語大が出してる国語漢字学習テキストが良いからそれを使ってる。南欧圏のものです。」と語っている。

続いて、日本語教育の不足によって発生する問題について説明する。本稿では分析から得られた結果を3つに分類した。

1 つ目は、他教科の内容理解度の低下問題である。日本語習得が十分でないことから、他教科の授業に対する理解度の低下が懸念される。A小学校教員は「日本語が皆

無の生徒が他の生徒同様に学習できるモデルが確立されていない。」と語った。

2つ目は、母語の喪失問題である。家庭内言語は英語で、学校では日本語、更に時期ごとの転居により、日本語を十分に習得できなかった生徒は、母語の喪失が懸念される。これはダブルリミテッドと呼ばれる「二言語の環境で育ったものの、両方の言語は不十分な状態にあること」に該当する。事例として、群馬県のブラジル村が挙げられる。この場合、親によって母語の選定が異なるため、生徒によって異なる対応をする必要が出てくる。

2つ目の問題として、不就学児童の問題が挙げられる。本稿における不就学児童の定義は、「①義務教育諸学校、外国人学校等のいずれにも就学していないことが確認できた者、②就学状況の確認を試みたが、不在や連絡不通により就学状況の確認ができなかった者、③住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に転居・出国していること又は近日中にその予定であることが確認できた者、④教育委員会が就学状況確認の対象としていないため、就学状況が不明な者の総計」とする。文部科学省総合教育政策局・男女共同参画共生社会学習・安全課が2019年9月に初めて「外国人児童の就学状況等調査」を発表した。この調査によると、不就学児童は、日本に住む義務教育相当年齢の外国籍児童12万4049人のうち、15.8%に当たる1万9654人が、不就学の可能性がある。

表5 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ (参考) 1-1.計との 差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)	(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)	(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)	(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※ 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる(さらに④を加えると22,701人)。

不就学児童については、教育委員会側と学校側の意見で分類した。俱知安町教育委員会学校担当者は、「現在こちらで把握している不就学児童はいません。教育委員会

における不就学児童の定義なのですが、住民票があるがどうかによって決定します。外国人のお子さんに関しては、住民票がある場合、保護者の方に対応してもらい、どこの学校にするかなどを決めていきます。一方で、住民票がない人の場合、これは旅行で一時的に滞在してる時とかですね、この場合は、こちらで対応していません。以前は、一時滞在の子供を持つ親の要望で、小学校では交流学習があったんですけど。こちらが親御さんに『こういう事業うけますよ』みたいな提案をして、一時的にやっていたんです。でも先生が足りなくて、今は廃止しています。住民票がない生徒は一時的にも学校に行くことはできません。託児所代わりに使われることも多かったのです。『通訳が必要』とか、中学校だったら『制服が必要です』などの説明をすると、親御さんも諦めることが多いです。」と語った。

一方で、A小学校の教員は不就学児童の受け入れについて「新規入学と体験入学がありまして。まず、新規入学なんですけど、以前突然に学校に家族ごと自転車で訪れて『子供を入学させてほしい』と直談判してきたことがありましたね。両親共に外国人。仕事の関係で、学校の指定区域に最近引っ越してきたみたいです。役所とかからの転校手続きとかもなく、突然来るんです。学校の手続きの仕組みを理解していない様子でしたね。教材の費用や、カリキュラムの説明まで通訳を通して説明しました。学校側としては未就学児を出さないためにも受け入れせざるを得ないです。他の小学校2校でも同じようなことがあったと聞きました。次に、体験入学ですね。本籍が外国、一時的に日本で暮らしている家庭、倶知安に別荘があるとかです。両親が『1ヶ月、入学したい』と言えば、ほとんどの場合受け入れます。目的がはっきりしない場合だけ、入学拒否します。託児目的だったり、子供が集団生活に適應できる可能性が低かったりの場合です。学校側としては、1人増えるだけでも大変ですね。安全面等も含めて。」と語った。

B小学校の教員は、「以前は体験交流ありました。短期間の間、日本語の他に母語のある生徒の受け入れです。ただ、3年前、一時的に30人を超えたときがあつて。廊下から英語しか聞こえなくて。夏になると一気に9人減りました。そこから今は廃止してます。人数に報告されていない生徒もいると思いますよ。インターナショナルスクールから突然来ることもありますね。住民票移していない人もいます。」と語った。

3つ目の問題として、英語学習意欲の低下が挙げられる。

まず、外国人児童について説明する。倶知安町においてはハーフの児童割合が高いことから、ハーフの生徒は英語教育の時間、暇になってしまう事例が存在する。倶知安町全学校の英語学習の委託を受けている英会話教室・スマイルニセコの指導担当員は「外国人の保護者の方から『英語指導のレベルを上げてほしい』と直接言われたこともあります。ただ、義務教育という性質上、どうしてもできない子にレベルをあわせないといけないんです。」と語った。

続いて、純日本人生徒について説明する。純日本人生徒については「友達が海外に行っちゃうから自分もできるようになりたい」という子も存在する。倶知安町では、街の教育方針として、英語の授業を民間業者である英会話教室・スマイルニセコに完全委託し、オールイングリッシュ授業を、3・4年生は週1回、5・6年生は週2回行っており、今年で2年目に入る。小学校は本来一番できない子に合わせるものだが、英語の授業に関しては、わかってる子に合わせている印象が強く、全くしゃべれない生徒も数名見受けられた。A小学校では授業についていけずにモチベーションを崩す子に対し、担任が度々支援を行う様子が確認された。A小学校の純日本人生徒（男子・4年）は「英語の授業は無理！だって全部英語なんだよ！」と語った。

教育現場の問題点が挙げられる一方で、仮定に反して問題ではなかった点についても説明する。

1つ目は、外国人児童差別の問題である。「外国人の周辺化と日本語教育」矢板(2012)には栃木県真岡市の事例より、ブラジル人子弟が差別や不平等な状況に置かれる事態が存在するとした。しかし、倶知安町においては、外国人児童の差別は見受けられなかった。その要因の一つとして、地域における周辺化が無いことが挙げられる。栃木県の事例については、「地域での周辺化」や「学校での周辺化」が存在した。栃木県の事例の場合、外国人保護者のコミュニケーション不足が深刻であり、日常生活においても街から孤立していた。また、教育委員会が外国人の入学・編入に消極的であることや、学校から日常の学校生活における説明が不十分であることから、「お弁当にエスニック料理を持参した」例なども挙げられている。一方で、倶知安町においては学校側が外国人保護者に「子供にハンカチ・ティッシュを持たせるよう指導するなどして、周辺化の防止に取り組んでいる。また、B小学校の給食時には、生徒D「僕のお母さん3か国語喋れる！」、生徒E「僕はカナダで生まれた！11月からフロリダに行く！」、生徒F「私はカナダのバンクーバーで生まれた！」など、外国人生徒が孤立している様子は見受けられなかった。A小学校においては、休み時間に、純日本人生徒G「こいつね、英語もしゃべれるんだよ！全部ヶ国語しゃべれるの！香港で生まれたんだよ！」外国人生徒H「いや、全部は無理だから！」などの会話があり、外国人生徒も他の子同様に遊んでいる様子が見受けられた。

2つ目は、日本語学習意欲の低下の懸念である。留学生通信「小学校では英語教育より国語教育こそ大事だ」(2012)では、小学校段階における英語教育の実施は国語力の育成との関係性を懸念する指摘もあり、教員や保護者の中で「正しい日本語を身につけることがおろそかになる」と述べた者もいた。筆者は、「他地域と比較して英語が生活空間に頻出することから、純日本人生徒の英語学習への意欲が高まり、日本語学習への意欲が低下するのではないかと仮定していたが、そのような事象は存在しなかった。A小学校教員は「環境としては英語の必要性感じやすい環境ではあるかもしれませんが。でもこれによって国語の学習意欲の低下は見受けられないです。」と答えた。

第6章 考察

研究結果をもとに、俱知安町の事例について考察し、解決策を提示する。本稿では特に重要度の高い「言語障害」と「不就学児童」の問題について検討する。

まず、「言語障害」の問題について考察していく。文部科学省「外国人児童生徒等教育の現状と課題」（2018）より、日本語指導が必要な児童に対する国の支援制度・支援事業について考察していく。現在の制度の概要として、下記のものが挙げられる。（表6）

表6 特別の教育課程の編成・実施について

1. 制度の概要

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

この中で、④授業時数については「年間10単位時間から280単位時間までを標準とする」と記載されている。これは生徒によって日本語学習状況によるバラつきがあることから、幅を持たせていると考える。F S I 米国務省外務職員局が提示する「外国語習得難易度ランキング」によると、日本語は最も難しいとされるカテゴリー4に分類される。カテゴリー4言語の習得必要時間は2200時間とされ、小学校における日本語指導を1単位時間1時間として年間最大の280単位時間を6年間実施した場合でも、総計1680時間であり、小学校での日本語習得は現状難しいと言える。小・中学校の9年間で最大2520時間の学習となるが、母語を既に学習している大人と比較して、母語もままならない小・中学生がこの時間で日本語を習得できるのかは疑問であり、学校教育制度自体に問題があると言える。

また、帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策として「特別の強化家庭により日本語指導を行う児童生徒18人に対し、1人の割合で教員定数を確実に措置する」との記載がある。（表7）しかし、教育現場の実情としては、使用言語の異なる生徒18人に対して教師1人で対応するのは困難であると言える。

表7 帰国・外国人児童生徒等に対するその他の支援施策

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

従来、外国人児童生徒等教育を担当するための教員を加配定数により予算の範囲内で措置してきたが、法律を改正し、特別の教育課程により日本語指導を行う児童生徒18人に対し1人の割合で教員定数を確実に措置できるよう、平成29年度から10年間で段階的に基礎定数化を図ることとした。

また、基礎定数化後においても、散在地域に対応するため、現在の1割程度の加配定数を引き続き措置することとしている。

現状として、義務教育の範囲内で日本語指導が必要な生徒に対して日本語指導を行うには教員免許状が必要であることから、小・中学校において日本語指導教員を大幅に増やすのは困難である。そこで、日本語指導教員ではなく、「通訳」の人数を増やすことが、現行制度内で行える施策として適当であると考え。学校教育における通訳の役割は、生徒の授業理解の補助である。そのため生徒に対し指導を行うことはできないが、通訳として働くために必須となる資格は存在しない。また、日本語教師を学校内における通訳として試用することも提案する。ここでいう日本語教師とは、教員免許状を取得していないが「文化庁に届出をし、適当と認められた 420 時間の日本語教師養成講座の修了」した者のことを指す。義務教育以外の日本語教師は、未経験者であっても既定の講座を修了すれば誰でもなることができる。また、外国人が通訳を務めた場合、生徒の母語を踏まえた教育補助ができること、倶知安町においては通訳のできる外国人を集めることの方が容易であることから、外国人の起用も視野に入れるべきである。

次に「不就学児童」の問題について考察していく。不就学児童は範囲の定義が難しく、認知すること自体が難しい状況にある。住民票の無い児童や、旅行で一時的に滞在する児童などについて学校ごとに対応が異なっているのが現状である。そのため、学校と教育委員会が連携して、街として一貫した制度を設ける必要がある。現在、住民票がない児童に関して、教育委員会は積極的な関与は行っていないため、保護者が直接学校に来るなどの事態が発生しているといえる。長期滞在する住民票のない児童に対しても教育委員会の方から通知を発行するなどの積極的な関与をすべきである。

第7章 本研究のまとめ

本研究により、観光地の発展に伴う教育分野への弊害を認知してもらうことが可能となった。本稿では、特に筆者が重要度が高いと考えた問題を取り上げたが、まだ研究の余地がある分野であると言える。法改正により、観光地域における外国人労働者の数は増加し、その子供の数も増加の一路を辿っていることから、いち早く対応策を提示するべきであると言える。

[参考文献]

- 平岡昌樹（1993）「在日外国人児童・生徒の学習権保障に関する一考察」
- 熊崎さとみ（2003）「外国人の義務教育就学をめぐる諸問題」
- 横田淳子（2003）「小学校での教科学習のための日本語指導のあり方」
- 黒葛原由真（2011）「外国人 ADHD 児の学習行動に関する分析」
- 矢板晋（2012）「外国人の周辺化と日本語教育 栃木県真岡市の事例から」
- 大石寧子（2013）「地域の国際化と日本語教育の連携の試み 『外国人児童支援』を出発点として」
- 青木麻衣子（2014）「留学生の子どもが抱える教育上の困難を考える」
- 松垣洋平（2015）「ニューカマー児童生徒への教育支援の現状と課題 岐阜県における取り組みを手掛かりに」
- 萬谷隆一（2017）「外国語活動の成果に対する中学校英語教師の意識」
- 竹下幸男（2019）「海外のダイバーシティについての検討に基づく日本の小学校の実情と課題」
- 権 倖基（2018）「グローバル観光の振興とオーバーツーリズム」
- 澤村信英（2007）「教育開発研究における質的調査法 ―フィールドワークを通じた現実への接近―」
- 寺下貴美（2011）「質的研究方法 ―質的データを科学的に分析するために―」
- 村上祐介（2011）「教育学における事例研究の方法論再考：定性的研究における比較の方法」
- ウド・クカーツ『質的テキスト分析法』新曜社、2018 年
- 岸正彦『質的調査の方法』有斐閣ストゥディア、2016 年
- 林雄亮『基礎から学ぶ社会調査と計量分析』北樹出版、2017 年
- デービット・アトキンソン『新・観光立国論』東洋経済新報社、2015 年
- デービット・アトキンソン『世界一訪れたい日本のつくりかた』東洋経済新報社、2017 年
- 土地代データ（最終閲覧日：2019 年 11 月 1 日）
https://tochidai.info/public-price_change-rate_city-ranking/
- 国土交通省観光庁「『持続可能な観光先進国に向けて』の公表」、2018 年 6 月 18 日（最終閲覧日：2019 年 11 月 1 日）
https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000281.html
- NHK「外国人依存ニッポン」（最終閲覧日：2019 年 11 月 1 日）
<https://www.nhk.or.jp/d-navi/izon/page/190402.html>
- 「G20 観光大臣会合、『北海道俱知安宣言』を採択」観光経済新聞 2019 年 11 月 5 日（最終閲覧日：2019 年 12 月 4 日）
<https://www.kankokeizai.com/g20%E8%A6%B3%E5%85%89%E5%A4%A7%E8%87%A3%E4%BC%9A>

%E5%90%88%E3%80%81%E3%80%8C%E5%8C%97%E6%B5%B7%E9%81%93%E5%80%B6%E7%9F%A5%E5%AE%89%E5%AE%A3%E8%A8%80%E3%80%8D%E3%82%92%E6%8E%A1%E6%8A%9E/

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課「外国人の子供の就学状況等調査結果（速報）」2019年9月27日（最終閲覧日：2019年12月4日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/__icsFiles/afieldfile/2019/09/27/1421568_001.pdf

NEXCO 東日本「開通予定区間」（最終閲覧日：2019年12月4日）

https://www.e-nexco.co.jp/road_info/open_schedule/

倶知安町観光課「ニセコ観光圏」（最終閲覧日：2019年12月4日）

<https://niseko-tourism-zone.com/>

日本経済新聞「外国人受け入れ拡大へ 改正入管法4月1日施行 5年間で34.5万人」2019年3月31日（最終閲覧日：2019年12月4日）

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ043156940R30C19A3PE8000/>

UNWTO（国連世界観光機関）駐日事務局「ツーリズム・ハイライト」

2019年1月31日（最終閲覧日：2019年12月4日）

[https://unwto-ap.org/wp-](https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2019/01/0e50dff78710f1419d78289ddb5f86.pdf)

[content/uploads/2019/01/0e50dff78710f1419d78289ddb5f86.pdf](https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2019/01/0e50dff78710f1419d78289ddb5f86.pdf)